

福祉都市委員会報告資料

ページ

第9期福岡市介護保険事業計画（原案）について	・・・・・・・・1
------------------------	-----------

報告関係附属資料

第9期福岡市介護保険事業計画（原案）	・・・・・・・・別冊1
--------------------	-------------

令和5年 10 月

福祉局

第9期福岡市介護保険事業計画（原案）の概要

1 計画策定の趣旨

地域包括ケアシステムを深化・推進していくため、福岡市における介護保険事業の円滑な実施に際して必要な事項を定めるものとして、「第9期福岡市介護保険事業計画」を策定する。

2 計画期間

令和6年度から8年度までの3年間

3 高齢者を取り巻く現状と課題

- 【現状】
- 高齢化の進展に伴い、支援が必要な高齢者（高齢の単独・夫婦世帯、要介護認定者、認知症の人）は増加している。
 - 健康意識の高まりや介護予防の取組み等により、後期高齢者の認定率は低下している（平成28年度以降の6年間で、80-84歳は△4.6%、85-89歳は△4.8%）が、コロナの影響等による運動量や他者との交流機会の減少が見受けられる。
 - 高齢者や介護者の過半数は、住み慣れた自宅・地域での生活や介護を希望している。
- 【課題】
- 介護人材の確保が必要となる中、人材の安定的な確保や定着に向けた取組み、I o T や介護ロボット、A I などの最新技術の積極的な導入が重要である。
 - 高齢化のさらなる進展に伴い、高齢者が健康寿命を延ばし、自分らしく生きていけるよう、介護予防・重度化防止の取組みや生活支援体制の整備等の推進が重要である。
 - 介護が必要になっても住み慣れた自宅・地域で暮らせるよう、認知症施策の推進、在宅医療・介護連携の推進、在宅生活を支える介護サービスの拡充等が必要である。

4 介護保険制度の主な改正（国）

(1) 地域における質の高い医療・介護の効率的な提供に向けた改正

① 介護情報基盤の整備

介護事業者や医療機関等が被保険者の介護情報等を電子的に閲覧できる情報基盤を整備

② 介護サービス事業者の財務状況等の見える化

国において、介護事業者の経営情報を収集・分析し、分析結果を公表する制度を創設

③ 介護サービス事業所等における生産性の向上に資する取組みに係る努力義務

生産性の向上に関して、都道府県を中心に一層取組みを推進

④ 看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容の明確化

サービス拠点での「通い」や「泊まり」にも看護サービスが含まれる旨を明確化

⑤ 地域包括支援センターの体制整備等

介護予防支援や総合相談支援業務などの支援をより適切に行う体制を整備

(2) 制度の持続可能性の確保に向けて検討されている内容（令和5年末に結論が出される予定）

- ・ 第1号被保険者保険料の標準段階等の見直し
- ・ 利用者負担が2割となる「一定以上所得」の判断基準の見直し
- ・ 介護老人保健施設等の多床室に係る室料負担の見直し

5 地域包括ケアの構築と地域共生社会の実現に向けて

(1) 日常生活圏域の設定

中学校区単位を基本とする５９圏域で設定（第８期介護保険事業計画と同じ）

(2) 地域包括ケアの構築に向けた施策の展開

① 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

ア 自立支援・重度化防止に向けた取組みの推進

自立支援・介護予防に関する啓発、リハビリテーション専門職等との連携の推進、地域ケア会議の多職種連携による取組みの推進、社会参加の促進等

イ 介護予防の推進

フレイル予防の推進、通いの場の充実、健診・医療・介護のデータ活用による支援が必要な人の把握・支援等

ウ 健康づくりの推進

生活習慣の改善、歯・口腔保健の推進、ロコモティブシンドローム予防、生活習慣病の重症化予防等

② 生活支援体制の整備

ア 生活支援体制の基盤整備の推進

生活支援・介護予防サービスの開発や担い手の養成、買い物支援等

イ 地域包括支援センター（いきいきセンターふくおか）の機能強化

高齢者人口に応じた職員配置、各種総合相談機能の充実・強化等

ウ 多様な主体による多様なニーズに応じたサービスの充実

生活支援型サービスの普及、地域住民の主体的な参画の促進等

③ 福祉・介護人材の確保と介護現場の生産性の向上の推進

新規人材の参入促進、労働環境・処遇の改善、資質の向上、介護ロボット・ＩＣＴ等の導入支援、介護ボランティアの登録・活用の促進等

④ 介護サービス基盤の整備

＜整備方針＞ ア 在宅生活を支えるサービスの拡充

イ 住み慣れた地域で住み替えができる小規模施設の拡充

ウ 入所・居住系ニーズを担保する施設サービスの整備

＜整備目標＞

サービス種別	８期見込	９期目標（Ｒ６～８）	
	累 計	新規整備	累 計
小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護	61事業所	15事業所	76事業所
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	29事業所	15事業所	44事業所
認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）	2,266人分	269人分	2,535人分
特別養護老人ホーム（地域密着型を含む）	6,391人分	190人分	6,581人分
介護老人保健施設	2,606人分	－	2,606人分
介護医療院	710人分	－	710人分
特定施設入居者生活介護（地域密着型を含む）	4,299人分	105人分	4,404人分

⑤ 住まいの確保と住環境の整備

多様な住まいの確保、入居支援、住宅セーフティネット機能の強化、生活面に困難を抱える高齢者の住生活支援等

⑥ 在宅医療・介護連携の推進

在宅医療提供体制の構築、医療・介護関係者の連携強化、在宅医療と介護に関する啓発、認知症への対応、看取りに関する取組みの推進

⑦ 認知症施策の推進

ア 認知症に関する理解促進

認知症に関する啓発、認知症サポーターの養成、ユマニチュードの普及等

イ 適切な医療・介護サービスの提供と予防の推進

認知症疾患医療センターの運営、認知症サポート医の養成、認知症ケアパスの作成等

ウ 認知症の人や家族への支援の充実

ピアサポート活動による支援、認知症カフェの開設促進等

エ 認知症とともに生きる施策の推進

認知症の正しい理解の推進、認知症の人が活躍できる環境整備、認知症の人にもやさしいデザインの普及等

⑧ ICT（情報通信技術）やロボット等の利活用

IoTや介護ロボット等の医療・保健福祉分野への導入、福祉・介護現場での利活用等

⑨ 介護サービスの質の向上

福祉・介護人材の資質の向上、介護サービス事業者の質の向上等

⑩ 在宅要介護高齢者と家族介護者への支援

ア 在宅要介護高齢者への支援

おむつサービス、住宅改造助成等

イ 家族介護者への支援

認知症の人の家族への支援、地域密着型サービスの充実・普及等

⑪ 高齢者虐待の防止と成年後見制度の利用促進

相談窓口の周知、支援者の対応力の向上、福岡市成年後見推進センターの運営等

⑫ その他、介護保険事業の円滑な運営

要介護認定の適正化に向けた取組み、介護給付費適正化に向けた取組み、災害対策・感染症対策にかかる体制の整備、離島におけるサービス基盤整備等

6 サービス量の見込みと第1号被保険者保険料

(1) 人口・要介護認定者の推計

	令和4年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
総人口（A）	1,580,205人		1,592,400人	1,597,700人	1,602,800人
高齢者数（B）	350,475人		361,900人	367,900人	373,500人
高齢化率（B/A）	22.2%		22.7%	23.0%	23.3%
要介護認定者数（C）	71,730人		75,720人	77,600人	79,540人
認定率（C/B）	20.5%		20.9%	21.1%	21.3%



(2) 第1号被保険者保険料の考え方

① 介護給付費準備基金の活用

保険料の上昇を抑制するため、介護給付費準備基金を取り崩して充当する。

② 低所得者等の負担軽減

ア 保険料所得段階の設定

被保険者の負担能力に応じた多段階の保険料所得段階を設定する。

イ 公費投入による保険料負担の軽減

法令に基づき、原則、保険給付費の5割の公費とは別枠で公費を投入し、第1～3段階の乗率を引き下げる。

ウ 低所得者等への配慮

収入や資産等一定の基準を満たす人の保険料額を引き下げる独自の軽減制度を継続する。

(3) 第9期の保険料見込み

① 保険料基準額（月額）の見込み

区分	対象者		第8期	第9期
基準額 (第5段階)	本人が市町村民税 非課税（世帯課税）	本人の課税年金収入額とその他の合計 所得金額の合計が80万円を超える	6,225 円	6,580 円 ～6,980 円

② 保険料所得段階の見直し

今後、国の改正を踏まえ、保険料所得段階（現行13段階）を見直す予定。

区分	対象者		計算方法
第1段階	本人が市町村民税 非課税	生活保護、老齢福祉年金受給、本人の課税年金収入額 とその他の合計所得金額の合計が80万円以下	(軽減前※) 基準額 × (0.44～0.45)
第2段階		本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計 が80万円超120万円以下	(軽減前※) 基準額 × (0.64～0.65)
第3段階		本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計 が120万円を超える	(軽減前※) 基準額 × (0.73～0.75)
第4段階	世帯課税	本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計 が80万円以下	基準額×0.90
第5段階		本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計 が80万円を超える	基準額
第6段階	本人が市町村民税 課税	本人の合計所得金額が125万円以下	基準額×1.10
第7段階		本人の合計所得金額が125万円超200万円未満	基準額×1.30
第8段階		本人の合計所得金額が200万円以上300万円未満	基準額×1.60
第9段階 以降		国において、低所得者の保険料上昇を抑制する観点から、標準 段階等の見直し（段階数の多段階化、高所得者の標準乗率の引上 げ等）が検討されています。 国の改正を踏まえ、多段階化及び乗率の設定を行います。	

※ 公費投入による保険料負担軽減

国において、低所得者の保険料負担の軽減を図るため、公費（国・県・市）を投入することで、第1段階から第3段階までの保険料を軽減する仕組みが導入されています。国の方針に基づき、第9期も保険料の引き下げを行います。

第9期福岡市介護保険事業計画（原案）のパブリック・コメントの実施について

1 趣旨

介護保険法に基づく「第9期福岡市介護保険事業計画」の策定において、住民の意見を反映させるため、福岡市情報公開条例第36条第2項第2号、第3項に基づくパブリック・コメントを下記のとおり実施するもの。

2 実施要領

（1）意見募集期間

令和5年11月30日（木）から令和5年12月27日（水）まで（必着）

（2）資料の閲覧・配布場所

資料は本市ホームページに掲載するほか、以下の場所でも閲覧・配布する。

介護保険課（市役所12階）、情報公開室（同2階）、情報プラザ（同1階）、各区情報コーナー、各区福祉・介護保険課、各出張所、各区老人福祉センター、各地域包括支援センター、市民福祉プラザ

（3）募集方法

郵送、FAX、電子メール、窓口への持参

（4）広報

市政だより12月1日号及び本市ホームページへ掲載

（5）結果の公表

提出された意見への対応は計画の確定時に公表予定

3 今後のスケジュール（案）

時 期	内 容
令和5年11月30日～12月27日	パブリック・コメント実施
令和6年1月～2月	第3回高齢者保健福祉専門分科会（答申案協議）及び答申
3月	当初議会（介護保険条例改正：介護保険料等）
3月末	第9期介護保険事業計画 策定